

別表

令和3年度 民間社会福祉施設運営基金助成事業一覧

1 一般助成

区分	事業名	事業の概要	助成率・上限額		備考	
			県社協会員	県社協非会員		
			7/10	5/10		
1	第三者評価事業受審助成事業	福祉サービス第三者評価事業において、良質かつ安心・安全なサービス提供実現のために推進する事業に対して助成する。	200 千円（第1種社会福祉事業） 150 千円（認可保育所等） 100 千円（その他の社会福祉事業）		・但し、最低 100 千円は各施設自己負担とする。その他助成金等がある場合はその額も差し引き助成する。	
2	地域との連携協働推進助成事業	子ども食堂、認知症カフェ、居場所、相談窓口の設置、子育て・介護相談の実施など住民の福祉への理解や施設と地域との連携の推進等を図る取組に対して助成する。	200 千円	100 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・但し、一法人一施設経営の社会福祉事業者又は、市町社会福祉協議会に限る。 ・但し、事業継続計画（BCP）の策定は対象外とする。 ・申請時は、福祉避難所の指定を受けている書類（写し）を添付すること。 	
3	職場内OJT助成事業	人材確保、定着のための法人内研修の実施に対して助成する。				
4	法人間連携推進事業	複数法人間の事業所が合同で研修等を行い、事業所間連携による住民の福祉の理解に向けた取組や人材の育成を図る事業に対して助成する。				
5	法人の経営適正化のための助成事業	外部の専門家（公認会計士、社会保険労務士、社会福祉士等）の指導による法人経営の適正化に向けた取組に対して助成する。				
6	防災減災対策・福祉避難所設置助成事業	福祉避難所に指定された事業所において、地域との合同防災訓練や事業所から地域に発信できる防災対策等に対して助成する。				
7	移動支援助成事業	地域の高齢者等を対象とした移動支援に必要な経費、及び移動支援に関する講習会等普及啓発に係る取組に対して助成する。				300 千円